平成２４年（フ）第６４０号
岡山市中区赤田64番地１白菊コーポ12号、旧住所岡山市中区赤田269番地１
破産者　中村　孝司
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
岡山県倉敷市児島味野３丁目３番35号、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島味野３丁目３番19―３号
破産者　塚本加代子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９号
岡山県瀬戸内市長船町牛文992番地、旧住所東京都大田区千鳥２丁目40番７号
破産者　下山由紀子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿屋市田崎町2257番地27
破産者　有限会社アグリ九州
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７６１号
仙台市若林区六丁の目西町８番１号齋喜センタービル505号室
破産者　株式会社ドリームゲートウェイ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１７号
横浜市西区西平沼町８番７号
破産者　鋼栄企業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５号
山梨県甲府市太田町９番２号
破産者　株式会社三建ハウス
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目117番地
破産者　協同産業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２号
山口県下関市安岡駅前１丁目10番34号
破産者　共同技術検査株式会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
山口県下関市大字田倉678番地
破産者　株式会社溝田組
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
山口県下関市彦島西山町５丁目８番６号
破産者　ジェイパック有限会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
山口県下関市豊浦町厚母郷898番地６
破産者　株式会社アドバンストテクノロジーサービス
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９４６号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目18番７号
破産者　佐藤産業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７４０号
福岡県福岡市中央区舞鶴１丁目２番33―601号
破産者　日印国際貿易有限会社
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８７号
福岡県大野城市下大利４丁目８番26号
破産者　有限会社共立開発
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５６号
福岡市博多区千代５丁目３番30号
破産者　有限会社ニシオ
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９号
鹿児島県肝属郡錦江町城元1087番地３、前住所鹿児島県鹿児島市加治屋町11番５号　トーカンキャステール408号
破産者　田之畑　修
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
埼玉県越谷市花田１丁目33番地29
破産者　有限会社ウエムラ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
埼玉県春日部市中央６丁目１番地６
破産者　株式会社彩栄
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4372番地１
破産者　有限会社サイエイ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目21番44号
破産者　株式会社伊谷
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３号
滋賀県湖南市三雲1160―１―105
破産者　株式会社クリーンハウス
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５９号
大阪市淀川区宮原２丁目１番23―605号
破産者　有限会社ビーンズ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部